

明日を支える 国民年金

国民年金とは

高齢化や核家族化が急速に進む中、誰もが迎える老後を安心して暮らすことが重要なことになっていきます。しかし、個人の努力だけで老後に備えるのは、大変難しいことです。その老後の生活の安定を保障し、私たちの暮らしを支えてくれる制度が国民年金です。また、老後のためだけでなく、病気やケガで障害が残ったり、妻が夫に先立たれたときなど「もしも」のときにも、あなたや家族を支えてくれる制度です。

国民年金に加入する人

日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が、国民年金に加入する義務があります。国民年金の加入者は、図のように3種類に分けられ、厚生年金や共済組合の加入者は、同時に国民年金の加入者（第2号被保険者）でもあります。

こんなときは手続きを

私たちの人生には、成人、就職や転・退職などの節目が

国民年金の加入者は3種類

第3号被保険者

厚生年金・共済組合の加入者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人。役場年金係に届け出をしてください。



保険料

保険料は、配偶者の加入する年金制度がまとめて負担するしくみになっています。配偶者の給料から天引きされるものではありません。

第2号被保険者

サラリーマンや公務員などで厚生年金・共済組合に加入している人。



保険料

保険料は、それぞれの年金制度から国民年金制度に支払われていますので、個人で納める必要はありません。

第1号被保険者

20歳以上60歳未満で学生や自営業などの人とその家族。役場年金係に届け出をしてください。



保険料

月々町の納付書を使ってご自分で納めます。

月額 13,300円
(平成11年度)

※口座振替は納め忘れもなく便利です。

国民年金の手続きをしないですと、万一の病気やケガで障害が残ったときに障害基礎年金が受けられなかったり、将来の老齢基礎年金が満

国民年金の受給資格期間を満たした夫が、年金を受けずに死亡した場合に妻が60歳から65歳まで支給される寡婦年金、3年以上保険料を納めた人が年金を受けずに死亡した場合、遺族に支給される死亡一時金があります。

《就職したとき》

○本人
就職し、厚生年金や共済組合の加入者になると、国民年金の種別は、第2号被保険者になります。

◇被扶養配偶者
国民年金の種別は、第3号被保険者になります。

《退職したとき》

○本人
退職し、厚生年金や共済組合の加入者でなくなると、国民年金の種別は、第2号被保険者から第1号被保険者になります。

◇被扶養配偶者
国民年金の種別は、第3号被保険者から第1号被保険者になります。

《結婚したとき》

◇被扶養配偶者
結婚し、厚生年金・共済年金加入者に扶養される配偶者となったときは、国民年金の種別は第3号被保険者になります。

また、会社を退職し、自営業者（第1号被保険者）と結婚したときは、第1号被保険者になります。

《学生が20歳になったとき》

○本人
国民年金の種別は、第1号被保険者になります。

保険料の納付については、親などが納める場合がほとんどであることから、親などの所得に応じて保険料の免除を受けられる場合があります。

国民年金から支給される年金

主に老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の3種類がありますが、その他、第1号被保険者には付加保険料を上乗せして納めることにより将来加算されてもらうことのできる付加年金、老齢基礎

年金の受給資格期間を満たした夫が、年金を受けずに死亡した場合に妻が60歳から65歳まで支給される寡婦年金、3年以上保険料を納めた人が年金を受けずに死亡した場合、遺族に支給される死亡一時金があります。

保険料の未納と申請免除は大きな違

経済的な理由から、どうしても保険料が納められない時は、保険料が免除されることがありますが、年金額を計算する時、その期間分を3分の1に減額することになります。ゆとりができた時に10年前分までを納めることができます。

しかし、未納の場合は今まで納めた保険料も掛け捨てになる危険性があるばかりか、その未納分を納めようとしても2年前分の納入しかできません。忘れずに手続きをしてください。

詳しくは、町民生活課国民年金係までお問い合わせください。
☎385-2111

こんなとき こんな年金が

国民年金

65歳になったら…

病気やケガで、障害が残ったら…

一家の働き手が亡くなったときに、その遺族に…

保険料を納めた期間や免除の期間を合算して、原則的に25年以上ある人が、65歳から受けられます。本人の希望により60歳以上であれば受けることができますが、減額された年金を受けることになります。

▶年金額(平成11年度)
804,200円
※原則として40年間保険料を納付した場合

国民年金加入中に、病気やケガがもとで障害等級に該当したときや、20歳前の病気やケガによって一定の障害が残った場合に障害基礎年金が支給されます。

▶年金額(平成11年度)
1級障害… 1,005,300円
2級障害… 804,200円



国民年金に加入中に死亡または老齢基礎年金を受けられる人が死亡したとき、生計を維持されていた子のある妻、または子に支給されます。(子とは、18歳に到達する年度末までの子、20歳未満の障害者です。)

▶年金額(平成11年度)
子のみ…804,200円
※子が2人以上ある場合は、さらに加算があります。

